

大阪市告示第346号

土佐清水都市計画事業清水第三土地区画整理事業に関して、施行者清水第三土地区画整理組合が次の者に対して発した、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 110 条第 1 項の規定による交付清算金決定通知は、送付すべき場所を確知することができないため、同法第 133 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項及び第 6 項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が次のとおり掲示されていることを公告する。

令和 8 年 3 月 16 日

大阪市長 横山 英 幸

1 書類の送付を受けるべき者

氏名 判明している最後の住所	土地の表示
宮崎 すえみ 大阪府大阪市淀川区宮原 2 丁目 5 番 10 号 大和マンション 303 号	土佐清水市清水字後口山 854 番 123 の土地

2 掲示場所

高知県土佐清水市天神町 11 番 2 号

3 掲示期間

令和 8 年 3 月 16 日から同年 3 月 26 日まで

(都市整備局市街地整備部区画整理課)